



広労発基 0830 第 1 号
令和元年 8 月 30 日

公益社団法人 広島県労働基準協会長 殿

広島労働局長



「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

安全衛生行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づく定期健康診断等については、統計調査の結果等をみると、小規模事業場においては実施率がいまだ低調であり、また、健康診断の結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置（以下「事後措置等」という。）の実施率が非常に低調であること等を踏まえ、法に基づく健康診断及び事後措置等の実施を改めて徹底するため、平成 25 年度より全国労働衛生週間準備月間である 9 月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、集中的・重点的な指導を行っているところです。

つきましては、当該趣旨を御理解の上、事業場の健康診断と健康診断実施後の事後措置の実施等に加え、派遣先、派遣元における派遣労働者の健康診断の適正な実施、平成 30 年 4 月から取扱いが一部変更となった血中脂質検査、血糖検査、尿検査等の適正な取扱い、また、診断項目の医師の判断による省略等が適切に行われるよう、関係事業場に対する周知啓発について、特段の御配慮をお願いいたします。

